

岩手県告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和2年6月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4番14号	アースサポート北上	北上市さくら通り四丁目3番10号	令和元年12月31日

2 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社岩手保健企画	盛岡市南仙北三丁目2番30号	オーロラ薬局沼宮内店	岩手郡岩手町大字江刈内第10地割49番地1	令和2年3月31日
内館歯科医院	下閉伊郡山田町境田町14番7号	内館歯科医院	下閉伊郡山田町境田町14番7号	令和2年2月29日

3 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社岩手保健企画	盛岡市南仙北三丁目2番30号	オーロラ薬局沼宮内店	岩手郡岩手町大字江刈内第10地割49番地1	令和2年3月31日
内館歯科医院	下閉伊郡山田町境田町14番7号	内館歯科医院	下閉伊郡山田町境田町14番7号	令和2年2月29日